

インボイス制度導入に伴う請求書（様式5）の 取扱いについて

福島県社会福祉協議会 福祉研修課

令和5年10月よりインボイス制度（適格請求書等保存方式）が導入されたことに伴い、請求書（様式5）の様式を以下のとおり2種類準備しております。

つきましては、大変お手数ですが、ご自身の事業所がどちらに該当するのか法人の経理担当者の方にご確認のうえ、お間違いのないよう請求書をご提出いただきますようお願い申し上げます。

記

【請求書の種類について】

○様式5-1（適格外請求書）

課税売上高（収入）が1,000万円以下の事業者で、適格請求書発行事業者登録を行っていない事業者はこちらをご使用ください。

○様式5-2（適格請求書）

課税売上高（収入）が1,000万円以上の事業者で、適格請求書発行事業者登録を行って登録番号をお持ちの事業者はこちらをご使用ください。

なお、請求金額別の消費税の内訳は下記の表のとおりですので、内訳に該当する金額をご記入いただきますようお願いいたします。

<内訳に記入する金額>

請求金額(税込)	金額(税抜)	10%対象小計	10%対象消費税小計	合計
3,000	2,728	2,728	272	3,000
6,000	5,455	5,455	545	6,000
9,000	8,182	8,182	818	9,000
12,000	10,909	10,909	1,091	12,000

【問合せ先】 福島県社会福祉協議会 福祉研修課 介護支援専門員研修課係

TEL : 024-523-1259 E-mail : fshakyo-cm@fukushimakenshakyu.or.jp